



いのちに
やさしい
まちづくり



号外

vol.054

Neko-Dasuke <http://nekodasuke.main.jp/>

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

コロナ禍のため、 地域猫対策の普及や浸透を目指す 地域猫セミナーなどの開催中止が続きます。

ねこだすけでは国や都の宣言を受けて、事務所での打ち合わせやデスクワークほか、ボランティアさんとの合同活動などを控え続けています。

また、在宅テレワークが推奨される折から、事務所への出勤も1~2日おきの一人仕事とし、通勤はなるべく片道3~40分程の徒歩を心がけています。事務連絡や配送作業などが滞りがちのためどうぞお許しください。

そのせいか？また良くしたもので、今までは積極的な公開を控えておりました、自宅界隈の「赤坂地域猫対策の会」の活動が主流です。

範囲は主に赤坂、麻布、六本木など。地域がら職住接近の個人事業主さんやビルオーナーの方などボランティアさんも多彩です。

ここでも餌やり苦情との対立は全国各地と同じで、ご相談の内容なども全国の他地区と変わりません。

解決方法も同じで、管轄の役所と町会やビル・土地などの管理組織、警察などとの情報の共有を目指す話し合いが度々です。

地域猫対策に必須のTNRの捕獲はご近所さんや通りすがりの方々へお声掛けをしながら、活動の広がりに努めています。様々な方々との嬉しい巡り合いが増える一方で、頑な餌やり禁止情報も集まります。

評判の六本木三毛ママ、
コロナ禍でお店休業中に、ついに射止められる。



オンラインなどの普及や啓発

8月22日、NPOふなばし地域猫活動が、中級地域猫ボランティアさんに向けたオンライン会議を主催し、ねこだすけ代表工藤も講演しました。

聴講者は当初10名限定でしたが、端末モニターにはホスト側も含め2倍の皆さまが表示されました。

●港区では地域猫活動用にA4サイズのトートバックを用意。

赤坂地域猫対策の会のねこだすけ代表工藤も同区に活動を届出の上活用しています。



●世田谷区は11月13日に、地域猫活動セミナーを会場とオンラインの両方の方法で開催を計画しました。ねこだすけ代表工藤は会場で講演の予定です。

●東京・東久留米市は令和4年の2月20日に、飼い主のいない猫対策セミナーを予定しています。ねこだすけ代表工藤も講演の予定ですが、オンラインは無く会場にご参加のため、コロナ禍の様子次第で詳細は流動的とのことです。

●ねこだすけが計画しているオンライン懇談会は、開催日程が延びておりますが、決定次第ご案内いたします。（右の画像）



●動物と人との福祉について、多機関の連携がテーマの（一社）ワンウェルフェアが毎月開くオンライン会議にねこだすけ理事が参加しています。

動物愛護の部局が人の福祉の各部局にお声がけする、役所内の職員向け勉強会に、同法人とねこだすけ代表工藤も協力の計画があります。

[地域猫]

2021年8月、アニマルエルフェア連絡会のブログより引用、加筆。

<http://awn.awn.sub.jp/>

1900年代後半にインターネットが広がり始めた頃、野良猫の餌やりは夜中に黒装束の方々も未だいました。当時のwebコミュニティは、誰かが開設する掲示板とメーリングリストが主流です。

外猫は動物保護法（現・愛護法）の繁殖制限、飼い猫は完全室内飼いの終生飼養、などを訴える保護・擁護の勢力と、人の役に立つ動物を産ませてペットにする愛玩の勢力双方の投稿で意見が別れました。後者は猫の事業者、例えば獣医師、ブリーダー、キャットショーなどが多く、前者は隠れ餌やり、多頭保護家、愛護・擁護家など。

また、前者からは「餌やり公認へインターネットという武器を得た！」などや、さまざまな思いがwebに届きます。これはオフラインにも伝わり、ファックスや手紙で各地に伝えられました。この頃には動物愛護の方々に全国的な情報授受網が生まれ、全国各地から有志の集う会議が開かれました。

野良猫の繁殖制限手術は以前から行われていましたが、広く知れ渡りません。一部の猫愛護・擁護家が開業獣医師へ詰め寄り、廉価な繁殖制限手術費の協力を訴えますが、役所は見て見ぬふりです。

当時から野良猫の手術に理解が深い獣医師もありますし、餌やりなどの人たちは猫や繁殖制限手術済の猫の人権ならぬ猫権を訴え続けます。

「野良猫」はイメージが良くないと情報も広がり、通い猫・さまよい猫・流れ猫・まち猫・外猫・コミュニティキャットなどへの言い換えも話題になりました。

その頃、国や役所が「地域自治の活性化は地域の力で！」と広報し、メディアが取り上げました。「地域力」です。

webでは誰からともなく、野良猫を「地域猫」と言う気運が高まり、オフラインにも広がりました。

【地域猫対策、地域猫活動、地域猫の保護管理、庭の地域猫が子を産んだ。】

「役所は法の執行官」です。動物保護法（現・愛護法）のもとで、猫の権利を思う考えは、愛護・擁護家に限らず、猫を人の役に立たせる愛玩家や役人にも広がりました。

学術的に「イエヌコ」の野良猫は法律上で駆除の対象にならないことの解釈もされ、動物保護法の繁殖制限、適正な終生飼養、遺棄殺傷犯罪などの立法の目的がオンラインやオフラインで伝えられます。

「地域猫」が辞書にも取り上げられましたが、その定義は曖昧でした。

以前からの「餌やり禁止」と「猫擁護」の対立は無くなりませんが、野良猫の繁殖制限手術が市民

の奉仕行動で続けられます。

法のもとの繁殖制限に役所も注目していましたので、野良猫問題の対立の解決方法を役所が探し始めました。

東京都はボランティアグループが提供した、野良猫への繁殖制限手術実行の約200箇所の事例に基づき、野良猫対策モデルプランを行い、3年間に20地域の同プラン成立の評価を得ました。

その後都は「飼い主のいない猫」施策として、およそ20年近く経過した今でもこの事業を続けています。

野良猫がこれ以上増えない目的の繁殖制限手術を核にする役所の施策が、さまざまな方法で全国に広がりました。地域猫対策・同活動・同保護管理・飼い主のいない猫対策・まち猫対策などやそのほか様々です。

地域猫の言葉の広がりにより、「餌やりの地域猫が子を産んだ」「地域猫が増えた」など、猫が単に「地域猫」と言い換える事態もあります。

また、役所と市民の協働事業の「地域猫」の定義や要綱（ガイドライン・ガイドブック）なども自治地域により、また取り組む主体者などにより、まさに100箇所あれば100通りです。

餌やり禁止と猫が命あるものとの対立は無くなりませんが、地域が見守る地域猫であることを願いたいと思うのです。

【地域猫、その他の定義】

人の環境で生きるイエヌこの「地域猫」とは？

対立する猫迷惑と擁護の両方が、共にその環境に棲息する猫の生態循環を支配し抑止する行政自治地域と、そこで生きる繁殖制限手術をされた猫。

